

＜計画策定の背景＞

- 令和3年12月に、草津市と草津市議会は共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明。これ以降、本市においてはゼロカーボンに向けて「草津市地球温暖化対策実行計画」を改訂する等、積極的な取組みを進めているところ。
- 道路の脱炭素化の推進を図ることを規定する改正道路法が令和7年10月に施行。
⇒すべての道路管理者に向けた道路の脱炭素化に関する総合的かつ計画的な推進を図るための「道路脱炭素化基本方針」が国土交通省によって示され、道路脱炭素化推進計画の策定と公表を国直轄道路で進めるとともに、地方公共団体等が管理する道路においても国と同様の対応を目指すことが望ましいとされた。

⇒ 本市の道路施策における脱炭素化について計画を策定・公表し、具体的な取組みを示していく

＜本市の脱炭素に向けた取組み＞

- > 草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づく取組みを推進中
- > 2013年度比で2030年度に50%以上のエネルギー起源CO₂を削減する目標

令和7年10月
改正道路法の施行
(脱炭素化の推進)

◆草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市が実施するすべての事務事業と市の施設の温暖化対策の取組みを定めた計画

取組1	施設の省エネ化の推進	LED照明の導入 省エネ効果の高い機器の導入検討 等
取組2	再生可能エネルギー等の利用	太陽光発電設備の導入 再生可能エネルギー由来電力調達の検討 等
取組3	公用車による負荷の軽減	公用車の更新時での電動車の導入促進 エコドライブの推進
取組4	事業活動における脱炭素対策の推進	①省エネルギー行動の推進 ②廃棄物の発生抑制 ③グリーン購入の推進 ④その他(自転車利用等)

市の事務事業の要素として道路分野でも取組む・検討する項目

「草津市道路脱炭素化推進計画」として再整理・明確化

◆事務事業編で進める取組みの1つの要素である道路施策に焦点を当て、その取組みの内容や目標を個別に明らかにするもの。
⇒事務事業編を補うものとしての位置付け

「草津市道路脱炭素化推進計画」策定の背景および概要

＜草津市道路脱炭素化推進計画の概要＞

- > 草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と整合を図り、2013年度比で2030年度に50%以上のCO₂削減目標
- > 国土交通省が示した「道路脱炭素化基本方針」に倣い、取組みを「道路管理分野」「道路整備分野」「道路利用分野」の3つに分類

草津市道路脱炭素化推進計画

2013（H25）年度：基準年度



50%のCO₂削減を目指す

2030（R12）年度：目標年度

> 道路管理分野【具体的実施】

- ①道路関係車両のハイブリッド化
- ②道路照明のLED化
- ③再生可能エネルギーの利用等
(取組みの進捗状況に応じて取組む)

> 道路整備分野【行動目標】

- ・新たな低炭素建設資材や、低炭素建設機械の利用の検討
例) 低炭素アスファルトなど

> 道路利用分野【行動目標】

- ・「草津市地球温暖化対策実行計画」の様々な取組みと連携
例) シェアサイクル、道の駅等への急速充電器の導入検討

【国土交通省が示す道路の脱炭素化の施策例】

出典：国土交通省ホームページ（道路脱炭素化基本方針（概要版））より転載

（参考）道路脱炭素化推進計画における主な施策例（地方公共団体）

道路管理分野



【道路照明のLED化】



【道路関係車両の電動化】



【再生可能エネルギーの活用】

道路整備分野



【低炭素材料の開発・導入促進】



【低炭素な建設機械の導入】

道路利用分野



【道の駅等でのEV急速充電器の設置】



【自転車の利用促進（シェアサイクルの導入）】



【渋滞対策の推進】

草津市道路脱炭素化推進計画



令和8年3月

草津市

目次

はじめに	3
本計画の位置付け	3
本計画の対象範囲	3
1. 道路の脱炭素化の目標	3
1.1 「道路管理分野」の目標と、その達成のために取り組む施策	4
1.1.1 基準年度における「道路管理分野」全体のCO ₂ 排出量	4
1.1.2 「道路管理分野」全体のCO ₂ 削減目標	4
1.1.3 「道路管理分野」の個別施策毎のCO ₂ 削減目標	4
1.2 「道路整備分野」の行動目標	6
1.3 「道路利用分野」の行動目標	7
2. 環境政策との調和	7
3. ロードマップ	8

はじめに

地球温暖化による気候変動に対して、市をあげて脱炭素社会の実現に向けて動き出すため、令和 3（2021）年 12 月 17 日に、草津市と草津市議会は共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明しました。

これ以降、本市においてはゼロカーボンに向けて「草津市地球温暖化対策実行計画」（以降、「実行計画」）を改訂する等、積極的な取組みを進めているところです。

また、道路の脱炭素化の推進を図ることを規定する改正道路法が令和 7（2025）年 10 月に施行されたことを受け、すべての道路管理者に向けた道路の脱炭素化に関する総合的かつ計画的な推進を図るための「道路脱炭素化基本方針」（以降、「基本方針」）が国土交通省によって示され、道路脱炭素化推進計画の策定と公表を国直轄道路で進めるとともに、地方公共団体等が管理する道路においても国と同様の対応を目指すことが望ましいとされています。

これらの取組みの理念、方針を尊重し、本市の道路施策においても脱炭素化の目標達成に今後具体的に取り組んでいくため、道路法第 48 条の 6 7 に基づき、草津市道路脱炭素化推進計画（以降、「本計画」）を策定するものです。



本計画の位置付け

本市においては、実行計画と、その中でも市が実施するすべての事務事業と市の施設の温暖化対策の取組みを定めた計画である「草津市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以降、「事務事業編」）に基づく取組みを進めています。

本計画は、この事務事業編で進める取組みの 1 つの要素である道路施策に焦点を当て、その取組みの内容や目標を個別に明らかにするもので、事務事業編を補うものとして位置付けます。

本計画の対象範囲

本計画で対象とする範囲は、道路法に基づき草津市が管理する道路施設、およびその管理を行うために必要な関連施設等を基本とします。

1. 道路の脱炭素化の目標

本計画においては、国の示す基本方針に倣い、基準年度の CO₂ 排出量に対して、「道路管理分野」「道路整備分野」「道路利用分野」の 3 つの分野における CO₂ 削減施策を掲げ、目標とする CO₂ 排出量の削減に取り組むものとします。なお、数値による削減目標の設定が可能で、また自律的である道路管理分野においては、その具体的な数値目標を定めるものとし、技術的にまだ発展の途上にある道路整備分野および CO₂ 削減効果の程度が他律的な道路利用分野においては、今後取り組んでいく行動目標を示すものとし

1.1 「道路管理分野」の目標と、その達成のために取り組む施策

1.1.1 基準年度における「道路管理分野」全体のCO₂排出量

本計画における目標の基準年度となる 2013 年度（平成 25 年度）の道路管理分野の CO₂ 排出量は以下のとおりです。

表 1 道路管理分野において削減目標の基準とする CO₂ 排出量

区分	CO ₂ 排出量
	2013 年度（基準年度）
1. 道路関係車両からの CO ₂ 排出量	2.8t/年
2. 道路照明の電力消費による CO ₂ 排出量	263.5t/年
3. 道路設備・施設の電力消費による CO ₂ 排出量	6.6t/年
計	272.9t/年

※都市施設を除く

※CO₂ 排出量の試算は国土交通省が示す算定式による

1.1.2 「道路管理分野」全体の CO₂ 削減目標

本計画の「道路管理分野」における脱炭素化の目標年度および目標削減率は、事務事業編に掲げる 2030 年度までの 50%の削減目標（2013 年度を基準年度とする）と整合を図ることとし、下表のとおりとします。なお、事務事業編においては、計画の実施状況や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとされていることから、事務事業編に見直しがあった場合には、本計画においても、その整合を図っていくものとします。

表 2 道路管理分野における基準年に対する CO₂ 削減目標

	2030 年度 (令和 12 年度)
CO ₂ 目標削減率	50%
CO ₂ 目標削減量	136.5t/年

※上表の CO₂ 目標削減量は、基準年度の CO₂ 排出量に目標削減率を乗じた数値である。

1.1.3 「道路管理分野」の個別施策毎の CO₂ 削減目標

「道路管理分野」の CO₂ 削減目標達成に向けては、本市が実施する道路の維持管理施策のうち、燃料・電気使用による負荷が大きいと考えられる道路関係車両の運用、道路照明施設の運用、および道路排水ポンプに関する施設等の運用に焦点を当て、それぞれ「道路関係車両のハイブリッド化」、「道路照明の LED 化」、「再生可能エネルギーの利用等」に取り組むことによって、2030 年度までに 2013 年度（基準年度）に対する CO₂ 削減目標の達成を目指します。

(1) 道路関係車両のハイブリッド化

道路管理作業等に使用する道路パトロールカー・公用車（乗用車タイプ）について、2030 年度までのガソリン車からハイブリッド車への移行を進めています。緊急作業用ダンプカーについては、現在はディーゼルエンジン車が主流であることから、今後のハイブリッド車の普及状況により導入を検討していくものとします。

表 3 道路関係車両のハイブリッド化

対象車種	保有台数	整備目標		CO ₂ 削減量 ^{※2}
		2013 年度 (基準年度)	2030 年度	2030 年度
道路パトロールカー・公用車 (乗用車タイプ)	2 台	0%	100%	0.1t/年
緊急作業用ダンプカー ^{※1} (2t 積)	1 台	0%	0%	

※1 緊急作業用ダンプカーは、ハイブリッド車の普及状況を踏まえ導入を検討

※2 CO₂削減量の試算は国土交通省が示す算定式による



草津市道路パトロールカー



緊急作業用ダンプカー

(2) 道路照明の LED 化

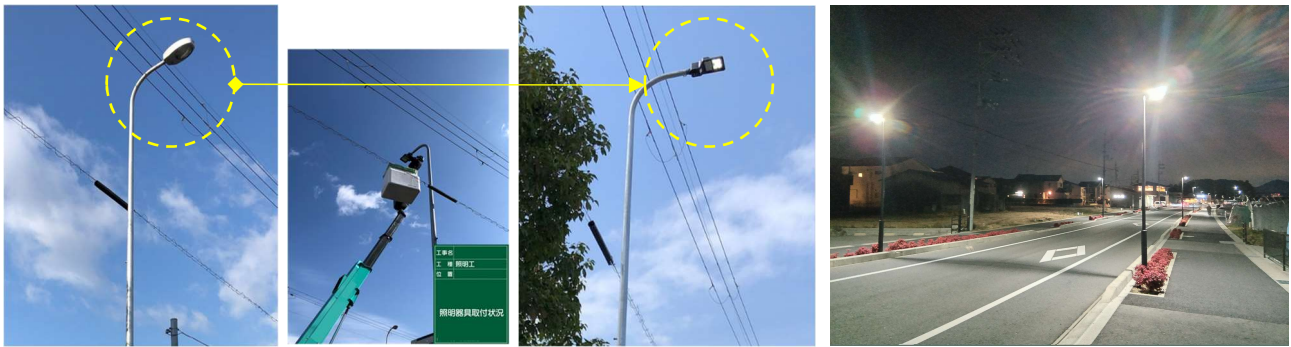
基準年度時点で路上やアンダーパスに設置されている約 1,000 灯の道路照明は、2030 年度までに消費電力の大きい水銀ランプやナトリウムランプから、LED ランプへの移行を進めています。なお、2013 年度（基準年度）以後に新たに供用を開始した道路や、新たに設置した道路照明は全て LED ランプで整備をしています。

表 4 道路照明の LED 化率

取組内容	規準年度 時点での 照明灯数 ^{※1}	整備目標		CO ₂ 削減量 ^{※2}
		2013 年度 (基準年度)	2030 年度	2030 年度
道路照明 LED 化	1,018	0%	100%	146.6t/年

※1 都市施設を除く

※2 CO₂削減量の試算は国土交通省が示す算定式による



LED ランプへの更新

LED ランプによる道路の新規整備

(3) 再生可能エネルギーの利用等

主たる取組みである(1)道路関係車両のハイブリッド化、(2)道路照明のLED化の2つの施策によって、削減目標の達成が見込まれます。脱炭素化に向けては、さらなる取組みが必要となりますが、事務事業編に掲げる施策と連携し、取組みの進捗状況に応じて、再生可能エネルギー由来電力の調達などの付加的な施策を検討します。

表5 取組の実施によるCO₂削減量

取組内容	各取組の整備指標		CO ₂ 削減量 ^{※2}
	2013年度 (基準年度)	2030年度	2030年度
1. 道路関係車両のハイブリッド化	0%	67%	0.1t/年
2. 道路照明のLED化 ^{※1}	0%	100%	146.6t/年
3. 再生可能エネルギーの利用等	0%	必要に応じて 取組む	-
計			146.7t/年

※1 都市施設を除く

※2 CO₂削減量の試算は国土交通省が示す算定式による

1.2 「道路整備分野」の行動目標

道路整備分野でのCO₂削減については、求められる品質を保持した新たな低炭素建設資材や、低炭素建設機械の技術開発・普及・促進が国において進められているところです。このことから、例えば低炭素アスファルトなど、今後の技術の確立や市場の流通の動向を踏まえ、本市においても使用可能なものについて、導入の検討をしていくものとなります。



アスファルト舗装工事の状況

※出典：国土交通省資料

1.3 「道路利用分野」の行動目標

道路利用分野でのCO₂削減については、次世代自動車の普及・燃費改善、自転車や公共交通などの環境負荷の小さい移動手段への転換など、道路管理者の自律的な取組みだけでは排出量の削減が見込めない分野です。この分野の取組みについては、本市が策定した実行計画に掲げる様々な取組みによって、市民への啓発などをはじめとして、例えばシェアサイクルやレンタサイクル、道の駅等へのEV急速充電器などの導入を検討していくものとします。

2. 環境政策との調和

基本方針においては、気候変動、生物多様性の損失および汚染という3つの世界的危機に対し、自然再興・炭素中立・循環経済等の政策との相乗効果の重要性が述べられています。本市の実行計画で最終的な目標とする炭素中立（カーボンニュートラル）に向けて、道路分野では本計画で掲げる施策に取り組むとともに、循環経済の観点から、これまで取り組んできたリサイクル建設材料（再生アスファルト、再生砕石等）の使用などについても引き続き取り組みます。

3. ロードマップ

草津市道路脱炭素化推進計画の達成に向けて、下表のように取り組みます。

表7 草津市道路脱炭素化推進計画の達成に向けたロードマップ

取組分野	取組内容	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
道路管理分野	道路関係車両のハイブリッド化	導入 ※現行のガソリン車のリース契約の更新時に順次移行する			
	道路照明のLED化	LED道路照明への交換・導入			
	再生可能エネルギーの活用等	再エネ電源調達などの検討			